

一般教育訓練給付金のご案内

当校理学療法科は、標記対象講座となっており、要件を満たす方であれば、卒業時に最寄りのハローワークへ申請すると、ハローワークより10万円が給付されます。

●指定番号

旧 11234-211001-3

新 1120234-2110012-3(令和4年4月1日以降)

●要件

教育訓練給付金の支給対象者（受給資格者）は、次の（1）又は（2）のいずれかに該当する方であって、当校を卒業（厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了）した方。

（1）雇用保険の一般被保険者

入学日において雇用保険の一般被保険者である方のうち、支給要件期間が3年以上（初回の方については1年以上）ある方

（2）雇用保険の一般被保険者であった方

入学日において一般被保険者でない方のうち、一般被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが1年（適用対象期間の延長が行われた場合には最大4年）以内であり、かつ支給要件期間が3年以上（初回の方については1年以上）ある方

※支給要件が該当するか確認したい方は、「教育訓練給付金支給要件照会票」を学校で配布しますので、そちらを本人の住所を管轄するハローワークに提出してください。

●申請の時期

卒業日の翌日から起算して1ヵ月以内に支給申請手続きを行って下さい（適用対象期間の延長中に受講を開始し、修了された方も含みます。）。これを過ぎると申請が受け付けられません。